

## 第66号議案

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための  
旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月21日

品川区長 森 澤 恭 子

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため  
の旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関  
する条例

(品川区プールの管理に関する条例の一部改正)

第1条 品川区プールの管理に関する条例(昭和50年品川区条例第36号)  
の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「について相続、合併または」を「がプールの経営を  
譲渡し、または許可経営者について相続、合併もしくは」に改め、「あつた  
ときは」の次に「、当該プールの経営を譲り受けた者」を加える。

(品川区興行場に関する条例の一部改正)

第2条 品川区興行場に関する条例(昭和59年品川区条例第27号)の一部  
を次のように改正する。

第3条第3項中「相続」を「譲渡、相続」に改める。

(品川区手数料条例の一部改正)

第3条 品川区手数料条例(平成12年品川区条例第5号)の一部を次のよう

に改正する。

別表(4)の表6の項中「または第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項または第3条の4第1項」に改める。

(品川区旅館業に関する条例の一部改正)

第4条 品川区旅館業に関する条例（平成24年品川区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の品川区プールの管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第3条の2の規定は、この条例の施行の前日に経営の譲渡があった場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。
- 3 区長は、当分の間、改正後の条例第3条の2第1項の規定によりプールの経営者の地位を承継した者（経営の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならない。

(説明) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要

がある。